

四 癸行方法

用振替法の適

三		二	一
振替法の適	の法發号名 條律行稱 項及の及 び根記 そ拠記		

○財務省告示第三百三号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成  
二十二年八月十日に発行した政府短期証券の發行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年九月八日

財務大臣 野田佳彦

一　名称及び記　国庫短期証券（第一百一十七回）

九八  
 ロイ  
 振額最  
 替額  
 単位  
 金  
 発競I  
 加場行  
 爭額  
 千  
 万  
 円  
 の規  
 定に  
 よる  
 振替  
 口座  
 簿

七  
 ロイ  
 行争非者特国入価込  
 入価・別債札格金  
 札格第参市発競金  
 發競I  
 加場行  
 爭額  
 六二四三  
 千千十兆  
 円六三二  
 百万千  
 九七二  
 十千百  
 四円八  
 億十三  
 四千三  
 九九  
 十三千  
 三十三  
 万二百

六  
 ロイ  
 行争非者特国入価  
 入価・別債札格行  
 札格第参市発競  
 發競I  
 加場行  
 爭額  
 千額  
 万面  
 金円金  
 額額  
 でで  
 二千兆  
 六百九  
 三百二  
 九十六億円

五  
 ロイ  
 方募  
 入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の  
 込募各當も各  
 み限國ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を圃別応ち  
 割内參募應  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るていと次  
 。各の割高  
 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 二 年 八 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	財 本 銀 行 額 を と 、 百 支 き 債 三 円 払 は 還 に う 、 期 つ 。 そ が 月 き の 銀 百 円	日 面 金 額 を と 、 百 支 き 債 三 円 払 は 還 に う 、 期 つ 。 そ が 月 き の 銀 百 円	償 当 た だ し 、 と 、 百 支 き 債 三 円 払 は 還 に う 、 期 つ 。 そ が 月 き の 銀 百 円	十 領 四 面 一 額 厘 百 円 に そ つ き 九 十 九 円	額 格 四 面 錢 金 以 額 上 百 円 に そ れ づ き 九 十 九 円	十 額 四 面 錢 金 以 額 上 百 円 に ぞ き れ 九 十 九 円
		翌 行 営 休 業 業 日 日		平 行 期 札 格 第 参 市 發 競 I 加 場	十 額 四 面 錢 金 以 額 上 百 円 に ぞ き れ 九 十 九 円	平 す 額 の 成 る の 記 二 。 整 載 十 二 数 又 倍 は の 記 八 月 額 は に 、 よ 最 る 低 も 額 の 面 と 金	